

客車ノ貸与ヲ受ケ、モーターヲ修理シ車台導電桿ヲ新調  
シテ使用ス

右差ニ當リ困難ノ場合ハ軌條ノミヲ利用シ手押運搬ヲ為スモトス

### 第五款 勞力

一 破壊、爆破作業ニ本統同盟所屬ノ鑛夫中ノ優良ナルモノヲ選  
ニテ之ニ當ラシム

二 工場負及技工負ニ本統同盟所屬(又ハ必要ニ應ジ所屬外ノ勞働  
者モ)熟練職工中ノ失業者ヲ以テ之ニ充ツ

三 人夫ハ一般失業者ヨリ募集シ之カ指導監督ニハ訓練アル本統同  
盟所屬負ヲ以テ之ニ當ラシム

四 事務負トシテハ本統同盟幹部之ニ任シ其不足ハ知識階級之業  
負ヲ以テ之ヲ補フ

### 第六款 給養

一 勞銀ハ公定率(公定セシガレ場合ハ平均賃銀)ニ依リ日給トス  
二 勞銀ハ毎日溜リ於テ左ノ如ク支拂フ

- 約 三分ノ一ハ現金
- 約 三分ノ一ハ食料券
- 約 三分ノ一ハ被服券

三 食料及被服券ノ現引換ハ要求ニ応シ本部ニ於テ隨時之ヲ行フ  
四 仕事ノ成績優良ナルモノハ特別賞与金ヲ交付ス

五 事務負及車載機ハ月拂拂リテ労働者同様に之ヲ支給ス  
六 但シ必要ニ應ジテ前拂ヲ為ス事アリトシ

六 労働時間ハ晝間 正八時間 夜間 正五時間 トス  
七 従事負ノ晝食夜食ハ溜リ於テ無代給与ス

八 宿所無キモノハ本部宿泊所ニ收容ス  
但シ宿泊料ヲ徴ス